

第 64 号  
令和5年10月31日

公益社団法人橿原経済倶楽部  
会長 高瀬 泰嗣 様

奈良県公益認定等審議会  
会長 吉岡 祥充



貴法人の運営組織及び事業活動の状況に関する  
報告書の提出について（報告要求）

標記について、貴法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認められますので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項の規定に基づき報告を求めます。

については、理事会で検討し、機関決定の上、令和5年12月28日までに報告を作成・提出願います。

#### 記

- 1 報告を求める事項  
別添の質問事項のとおり

##### 【報告書の提出を求める理由】

令和5年8月29日付け公社橿経230806号で貴法人から提出された勧告に係る措置状況報告書について、当該措置状況報告書の内容を精査したところ、追加で確認すべき事項があると判断したため。

- 2 報告書様式  
別添様式により報告書を作成してください。

- 3 提出方法  
書面により提出してください。  
なお、提出にあたっては、理事会で検討し、機関決定の上、当該理事会の議事録を添付してください。

- 4 留意事項  
本報告要求に対する報告の提出がない場合や報告内容に虚偽が含まれた場合には、公益法人認定法第66条の規定に基づき過料が科される可能性があります。

#### <本件担当者>

奈良県 総務部 法務文書課 公益法人係 石河  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
TEL 0742-27-8329 FAX 0742-26-0457

## 第1 はじめに

令和5年5月30日付けで知事が法人に対して行った勧告（以下「知事の勧告」という。）の基になった、同月23日付けの奈良県公益認定等審議会から知事に対する勧告（以下「審議会の勧告」という。）の勧告書の「3 理由」において、「当該法人において、法人運営上の問題点に対する自浄作用が適正に働いていないことは看過できない問題である」（審議会の勧告の勧告書6ページ6行目～8行目）こと、「当該法人においては、役員及び理事会が法人法及び民法に規定されている義務を履行せず、公益法人としてのガバナンスが適正に機能していないと言える」（審議会の勧告の勧告書6ページ下から9行目～7行目）こと等を述べたうえで、「税制上の優遇措置を受ける公益法人としての自覚のもと、法令に沿った厳正な法人運営に取り組むことが求められる」（審議会の勧告の勧告書7ページ下から7行目～5行目）と指摘しているところである。

また、令和5年10月10日付けで S 前会長及び M 前副会長から奈良県知事あてにそれぞれ意見書（別紙のとおり）が提出されている。それらの意見書では、第三者委員会が作成した調査報告書については多くの誤りがあり、到底、公平、公正な第三者委員会により作成された調査報告書とは言えない旨の意見が述べられている。言うまでもなく、当審議会は、このような意見書の記述を無条件に信用しているわけではない。しかしながら、法人関係者から知事あての文書によって調査報告書に対してそのような意見が提出されたことは、当審議会にとっても当該調査報告書の信憑性に疑義を抱かせるものであると言える。

さらに、第2 質問事項で指摘するとおり、第三者委員会設置の経緯にも疑念が残るところである。

以上のことから、奈良県公益認定等審議会としては、第2 質問事項への回答に当たり、理事会の構成員の全員が、今一度、審議会の勧告を熟読し、審議会の勧告において求めていることを確認されるとともに、質問事項1及び2に対し合理的な説明ができない場合は、第三者委員会の再設置及び再調査等並びに知事の勧告に基づく措置の再検討を行われることを強く要望する。なお、第三者委員会の再設置及び再調査等並びに知事の勧告に基づく措置の再検討を行われる際は、第3 留意事項に記載の各項目について十分に留意されたい。

## 第2 質問事項

### 1. 第三者委員会の人選について

第三者委員会は、公正、中立に、事実関係の調査とその分析及び評価を行い、原因究明と再発防止策について、意見を述べることが求められるところ、貴法人は、理事会において第三者委員会の設置は議決したものの、人選はコンプライアンス委員会に一任した。

しかし、コンプライアンス委員会については、審議会の勧告において、「コンプライアンス委員会の委員長には、当該法人の理事兼顧問であり、かつ、移行認定申請当時から令和元年6月まで当該法人の会長（代表理事）を務め

ていた者が就任していることから、公正中立なる外部の第三者による十分な調査が行われたとは認めがたい」と指摘したところである。(審議会の勧告の勧告書6ページ)

にもかかわらず、そのように指摘されているコンプライアンス委員会(委員長は、知事の勧告及び審議会の勧告当時と同じ者が引き続いて就任している。)に第三者委員会の人選を一任したことについて、第三者委員会の公正性、中立性の観点から、その妥当性等についてどのように認識しているか、監事の意見を添えて、詳細に説明されたい。

なお、第三者委員会の人選をコンプライアンス委員会に一任した理事会の議事録及び第三者委員会の人選を行ったコンプライアンス委員会の議事録を併せて提出されたい。

## 2. 知事の勧告に係る措置状況報告書の協議、作成の過程について

知事の勧告に係る措置状況報告の議案が提出された令和5年8月22日の理事会議事録によると、措置状況報告は、コンプライアンス委員会において協議を進め、■■■■弁護士との協力の下で作成した旨、記載されている。

しかし、上述のように、コンプライアンス委員会については、審議会の勧告において、「コンプライアンス委員会の委員長には、当該法人の理事兼顧問であり、かつ、移行認定申請当時から令和元年6月まで当該法人の会長(代表理事)を務めていた者が就任していることから、公正中立なる外部の第三者による十分な調査が行われたとは認めがたい」と指摘したところである。

(審議会の勧告の勧告書6ページ)

また、■■■■弁護士については、令和5年7月25日付けの同弁護士から S 前会長及び M 前副会長への「お尋ね」において、第三者委員会による調査前にもかかわらず、両氏については、「『責任を有する者』に該当することは否定できない事実である」とする一方、K 理事については、理事として在任していることに関して「県に対する関係で責任の取り方が不十分であるとは言いきれないのではないかと考えます」としている。

以上のことを踏まえると、コンプライアンス委員会(委員長は、知事の勧告及び審議会の勧告当時と同じ者が引き続いて就任している。)において、協議を進め、■■■■弁護士との協力の下で作成された措置状況報告書は、適正、妥当な協議、検討の過程を経たものとは言いがたいと考えるが、この点に関する妥当性等についてどのように認識しているか、下記の点にも留意した上で、監事の意見を添えて、詳細に説明されたい。なお、措置状況報告書の協議に係るコンプライアンス委員会の議事録を併せて提出されたい。

ア 措置状況報告の協議の基となった第三者委員会の調査報告書について、後述のとおり、調査が不十分と思われる点があること。

イ 知事の勧告において、「責任を有するとされた者に対して、その責任の所在に応じた適切な措置を講ずること」に関して「理事会においても、十分な検討を行う」よう求めていたが、知事の勧告に係る措置状況報告の議案が審議された令和5年8月22日の理事会では、議事録を見ると、理事による十分な議論、検討が行われたとは言いがたい状況であること。



ウ 令和5年10月10日付けで、S前会長及びM前副会長から奈良県知事あてにそれぞれ提出された意見書では、第三者委員会が作成した調査報告書については多くの誤りがあり、到底、公平、公正な第三者委員会により作成された調査報告書とは言えない旨の意見が述べられていること。

### 3. 第三者委員会の再設置及び再調査等並びに知事の勧告に基づく措置の再検討について

1及び2の検討の結果、妥当性等に問題があるとの認識になった場合、以下の取組を行う必要があると考えるが、その必要性についてどのように認識しているか、監事の意見を添えて、詳細に説明されたい。なお、第三者委員会を再設置し、措置の再検討を行うこととした場合、そのスケジュールについても併せて報告されたい。

ア 第三者委員会を再設置し、知事の勧告で求められている事実関係の調査、原因究明等を行うこと。

イ 第三者委員会の人選は、理事会において、奈良弁護士会に対して弁護士の推薦を求めるなど公正、中立な人選を行うことができる方法を決定し、人選を行うこと。

ウ 理事会において、第三者委員会の意見に基づいて知事の勧告に基づく措置の検討を再度行うこと。

エ 理事会において上記ウの再検討を行うに当たっては、正当な理由により出席できない理事以外の全理事出席の下、第三者委員会の委員から直接結果の報告を受けるとともに、監事に意見を求め、十分な検討、議論を行うこと。なお、審議に当たっては、第三者委員会において責任が問題とされた理事及び職員について退席を求めるなど、審議の公正を確保するための措置を講じること。

## 第3 留意事項

### <勧告事項(1)について>

#### 【第三者委員会による再調査に関すること】

① 第三者委員会からの調査報告書には、S前会長から第三者委員会あてに提出された「公益法人としてのガバナンスについての意見書」と「檀原市長退席動議についての意見書」の内容について触れられていない。

(注) 上記意見書については、令和5年8月18日付けでS前会長及びM前副会長による連名で県法務文書課あてに提出されている。

② 第三者委員会からの調査報告書には、平成31年3月20日の正副会長会議において、M前副会長が役員3分の1規定違反を直ちに是正することに異論を述べた旨が記載されているが、このことは、当該正副会長会議

の議事録や M 前副会長から第三者委員会あてに提出された意見書における「役員 3 分の 1 規定というのは榎原商工会議所の会頭と榎原経済倶楽部の会長を兼務することができないぐらいの認識しかなく、誤解していた」という内容と食い違っている。

- ③ 勧告書では、役員 3 分の 1 規定に違反している事実を認識した後も、立入検査の際に不正確な内容の兼職届を提示していたこと及び役員 3 分の 1 規定に適合しているものとして役員の変更の届出を提出していたことについても第三者委員会による再調査を求めているが、第三者委員会からの調査報告書では、それらに関する事実関係の調査及び原因分析が不十分であると考えられる。

#### 【責任の所在に応じた適切な措置に関すること】

- ④ 平成 29 年に違反状態を認知したとのことだが、それ以降、違反状態を認知していた K 氏、S 氏、M 氏及び T 氏（いずれも平成 29 年 3 月 21 日及び平成 31 年 3 月 20 日の正副会長会議に出席）は、違反の是正に向けて、どのような取組をされ、どのような結末となったのか、また、当該 4 者の取組の結末にどのような差があり、S 氏及び M 氏と異なり、K 氏は不問、T 氏は調査対象外ということになったのか、不明確である。なお、措置状況報告書によると、K 氏は違反状態の解消に協力しているとのことだが、当該協力内容が不明確である。

#### 【再発防止策に関すること】

- ⑤ 再発防止策については、役員 3 分の 1 規定違反の防止についてのみ報告されており、(1) 違反状態が長期間にわたり継続していたこと、(2) 違反の事実を認識した後も立入検査の際に不正確な内容の兼職届を提示していたこと及び(3) 違反の事実を認識した後も役員 3 分の 1 規定に適合しているものとして役員の変更の届出を提出していたことの 3 点についての再発防止策が報告されていない。

#### 【その他】

- ⑥ S 前会長から第三者委員会あてに提出された「榎原市長退席動議についての意見書」においては、過去の報告要求に対する貴法人の「事務局長が議事進行した事実はない」という回答が虚偽である旨が記載されている。
- ⑦ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 95 条第 2 項では「前項の決議（理事会の決議）について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。」と規定されているが、知事の勧告に係る措置状況報告の議案が審議された令和 5 年 8 月 22 日の理事会では、議事録を見ると、K 理事が議決に加わっている。

#### <勧告事項（2）について>

- ⑧ 正副会長会議において役員 3 分の 1 規定違反が共有されたにも関わらず、違反状態が是正されず、理事会への報告もなされなかったことなど

を踏まえると、法定の機関ではない正副会長会議に一定の権限を与えることは、法定の機関である理事会を形骸化させるおそれがある。したがって、社員総会で選任された理事で構成された理事会による会長に対する監督機能が働くような体制や、理事会が意思決定機関として審議を行える体制についての検討が必要であると考えます。

- ⑨ 正副会長会議において役員<sup>3</sup>の1規定違反が共有されたにも関わらず、違反状態が是正されず、理事会への報告もなされなかったことなどを踏まえると、法定の機関ではない正副会長会議に一定の権限を与えることが、第三者委員会からの調査報告書の提言にある「理事会に対する情報開示や説明責任を確保し、理事会が民主的に運営される」ことにどう結びつくのかが不明確である。
- ⑩ 副会長の業務執行への参加が、理事の法人活動への参加の機会拡大にどう結びつくのかが不明確である。
- ⑪ 法律上の権限も責任もない事務局に正副会長会議への参加と発言を保障することは、正副会長と事務局だけで重要事項が決定され理事会を形骸化させる危険性を有していることから、理事会が事務を把握し事務局を監督する仕組みの構築についての検討が必要であると考えます。
- ⑫ 正副会長会議による業務執行体制ができ、事務局の正副会長会議への参加と発言が認められ、業務執行における事務の無駄が少なくなることが、事務局の業務の監視監督にどう結びつくのかが不明確である。
- ⑬ コンプライアンス委員会の機能及び独立性の観点から、当該コンプライアンス委員会の委員については、第三者委員会からの調査報告書の提言のとおり、外部委員を登用すべきと考えます。
- ⑭ 監事監査規程には、監査時の理事等の協力（第5条）や監査補助者を事務局とすること（第17条）についての規定はあるが、勧告書にある「理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築」に関する直接的な規定はない。監事機能の強化という観点から、単に監事監査規程を整備するだけでなく、外部人材による、ある程度独立性を有した監事を任命して理事業務を監査することについて検討が必要であると考えます。
- ⑮ 外部理事や常勤理事について、現時点では必ずしも必要とは考えていない理由が不明確である。

以上

(別添報告様式)

令和 年 月 日

奈良県公益認定等審議会  
会長 吉岡 祥充 様

法人の名称  
代表者の職・氏名 印

報 告 書

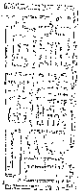
「貴法人の運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出について」(令和5年10月31日付け第64号)により報告を求められた事項について、別紙のとおり報告します。



| 担 当 者     |  |
|-----------|--|
| 氏 名       |  |
| 電話番号      |  |
| 電子メールアドレス |  |

(別紙報告内容)

…報告内容…



(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載してください。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えありません。